

# 兵庫県の「インターネット上の誹謗中傷、差別等による 人権侵害防止に関する条例(案)」についての意見書

## 兵庫県地域人権運動連合事務局

### 【1】前文について

兵庫県が独自に条例をつくる必要性が不明です。この前文には、全く兵庫県独自の現状が述べられていません。即ち、地方自治法で述べられている、条例を作るときの「立法事実」がありません。よって「条例」制定には反対です。

また、兵庫県は、毎年、インターネットモニタリングを外部委託しているが、その経費や委託業者名等が全く公表されておらず、その結果も公表されていません。それなのに、一足飛びに「条例」制定とは、順序が逆です。

それどころか、寧ろ「出直し知事選挙」をめぐって「インターネット上の人権侵害」を行い、告発を受けているのは斎藤兵庫県知事であり、その当事者が条例をつくることは論外です。

そして、法務省人権擁護局が、インターネット上の人権侵害について、的確な対応を行っており、兵庫県も連携を深めることで、「条例を制定」しなくても対応が可能です。

以下、「インターネット上の誹謗中傷、差別等による人権侵害防止に関する条例(案)」(以下、「条例案」)の問題点・誤りを指摘します。

(1) 「条例案」の名称は、「インターネット上の人権侵害防止に関する条例(案)」とすべきです。

(理由) 人権侵害は、「誹謗中傷、差別等」だけではありません。「誹謗中傷」は曖昧な概念で、使うべきはありません。法務省人権擁護局が毎年公表している「『人権侵犯事件』の状況について」の統計(以下、「法務局統計」)では、「プライバシー侵害事案、識別情報の摘示事案、名誉棄損事案」等と分類しており、その分類に従うべきです。また、「条例案」の前文には、「誹謗中傷、プライバシーを侵害する情報及び差別的言動の発信、拡散等による人権侵害」とされており、「条例案」の名称とは齟齬があります。

(2) 「条例案」の前文には、「その一方で、インターネット上の誹謗中傷、プライバシー侵害する情報及び…人権侵害が跡を絶たず、深刻な社会問題となっている」と記述されているが、これは部落解放同盟等の運動体の主張です。

「一部の意図的な特定者により、インターネット上の名誉棄損、プライバシー侵害する情報及び…人権侵害が行われ、社会問題となっている。」と変更すべきです。

(理由) 法務省が「部落差別解消推進法」の第6条に基づいて行った調査(以下、「6条調査」)でも、「特定のサイトでこのような行為が行われて」としています。また、「法務局統計」でも、「インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件(新規開始)」を見ても、年間1700件前後で、横ばい又は微減です。

(3) 「他者を貶め、…私たち一人ひとりがこの認識の下」の文章は削除すべきです。

(理由) 多くの国民の行為ではありません。既述のように、「一部の意図的な特定者」によるものですので、記述する必要がありません。

(4) 「…リテラシーの向上を図り、表現の自由に配慮しつつ、社会全体でインターネット上の人権侵害の防止に…」の語句「社会全体」を「一部の意図的な特定行為者による」と変更すべきです。

(理由) 既述の「6条調査」や「法務局統計」から、「社会全体」の課題でなく、国や地方自治体の「一部

の意図的な特定行為者」への規制・行政指導の問題であるからです。

(5) 「ここに、インターネット上の人権侵害に関し、県、県民、事業者及び市町の責務を明らかにするとともに…、県が実施する…すべての人の人権が尊重される社会を実現するため、…」の文章において、用語「県民」を削除し、「全ての人の人権が尊重される社会」を「全ての人の人権が保障される社会」と変更すべきです。

(理由) 既述のように「一部の意図的な特定行為者」へ規制・行政指導の問題ですので、「県民の責務」は必要ありません。「全ての人の人権が保障される社会」が、憲法の人権概念であり、「尊重」でなく「保障」の問題だからです。

## **【2】(定義)第1条**

(1) 人種等の属性の項目の内「信条、社会的身分、門地、疾病」は削除です。

(理由) 「信条、社会的身分、門地、疾病」は、時間の経過や時期により変わり得るものであり、属性ではありません。

(2) 人権侵害情報の項目 項目ア 「誹謗中傷」は削除、項目ウ の「侮辱」は、「名誉棄損」と変更、「又は誘発すると認められるもの」は削除すべきです。

(理由) 「誹謗中傷」は曖昧な語句です。「侮辱」は個人の判断で曖昧な語句であり、「名誉棄損」は法的に問題になる概念です。「誘発すると認められるもの」は判断が曖昧なものです。

**【3】(県の責務)第2条**に、「県民への人権侵害行為を行ってはならない。」を文章の最初に追加すべきです。

(理由) 今回の西播の「県民局長」自殺事件から教訓です。

**【4】(県民の責務)第3条**は、削除すべきです。

(理由) 【1】で既述しています。

**【5】(事業者の責務)第4条**に、「県民への人権侵害行為を行ってはならない。」を文章の最初に追加すべきです。

(理由) これまで歴史的に事業者の一部が人権侵害を行ってきました。また、「出直し知事選挙」では、事業者がインターネット上に虚偽を流布し、県民の選挙権を奪うという人権侵害を行いました。

**【6】第6条～第8条**まで、県はとじていますが曖昧です。第6条に、「議会のすべての会派から代表1名と県の担当部局による委員会を設置する。(以下、「委員会」)」を設けて、元の第6条を第7条として、以下条文をずらすとともに、用語「県」をすべて用語「委員会」とする。

(理由) 今回の西播の「県民局長」自殺事件からの教訓であり、県のみ判断は誤ったり、偏ったりするからです。

**【7】第9条～第12条**の文言「知事」を「委員会」に変更すべきです。

(理由) 今回の西播の「県民局長」自殺事件は、知事による独断的な違法行為によるものであり、また、知事の支持を受けた一部役職者による違法行為であったからです。その教訓からです。